

離婚届

令和 年 月 日届出

午前 午後 時 分 受付

(宛先) 大阪府高槻市長

受理 令和 年 月 日 第 号	発送 令和 年 月 日						
送付 令和 年 月 日 第 号	大阪府高槻市長 印						
受付	書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

鉛筆や消えるボールペン等で書かないでください。

記入の注意

筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
高槻市に提出する場合は、届書は1通で結構です。(高槻市以外でかつ本籍地でない役所へ提出する場合は、複数必要な場合もありますので、直接、提出先にお確かめください。)
この届出書を本籍地でない役所に提出するときは、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書が必要ですから、あらかじめ用意してください。
そのほかに必要なもの 調停離婚のとき→調停調書の謄本 和解離婚のとき→和解調書の謄本
審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書 認諾離婚のとき→認諾調書の謄本
判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書

本届書中
字加入
字削除
字訂正

夫

妻

(1) 氏名	夫 ^(よみかた) たかき 太郎 ^夫 高槻 太郎	妻 たかき はなこ ^妻 高槻 花子
生年月日	昭和 平成 45年 5月 5日	昭和 平成 40年 6月 6日
住所	大阪府高槻市富田町 5丁目17番地 1号 世帯主の氏名 高槻 一郎	大阪府高槻市桃園町 2番地 1号 世帯主の氏名 高槻 花子
(2) 本籍	大阪府高槻市神内二丁目1番地 筆頭者の氏名 高槻 太郎	
父母の氏名	夫の父 高槻 一郎 続き柄 母 梅子 二男	妻の父 大阪 松男 続き柄 母 竹子 長女
(3) 離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判 <input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決	
婚姻前の氏に	<input type="checkbox"/> 夫 は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻 は <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる	
もどる者の本籍	大阪府高槻市三島江一丁目11番地	よみかた おおせが はなこ 筆頭者の氏名 大阪 花子
(5) 未成年の子の氏名	夫が親権を行う子 高槻 一夫	妻が親権を行う子 高槻 松子
(6) 同居の期間	平成 10年 4月 から	平成 26年 2月 まで
(7) 同居を始めたとき	(同居を始めたとき)	(別居したとき)
(8) 別居する前の住所	大阪府高槻市富田町五丁目17番地 1号	
(9) 別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から9人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯	
(10) 夫妻の職業	(国勢調査の年…令和2年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 夫の職業 妻の職業	
届出人	夫 高槻 太郎 印	妻 高槻 花子 印
署名押印	住所を定めた年月日	
事件簿番号	夫 昭・平・令 年 月 日	妻 昭・平・令 年 月 日

署名は必ず本人が自署してください
印は各自別々の印鑑を押してください

証人 (協議離婚のときだけ必要です)	氏名 甲野 二郎 印	氏名 乙川 花 印
生年月日	昭和 平成 20年 2月 2日	昭和 平成 30年 3月 3日
住所	大阪府高槻市郡家新町 48番地 3号	大阪府高槻市浦堂2丁目 15番地 1号
本籍	大阪府高槻市郡家新町 48番地	大阪府高槻市大塚町1丁目 20番地

□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。

→ 今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください。(この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。)

→ 同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

- ・未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
 - 面会交流について取決めをしている。
 - まだ決めていない。
- ・経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
 - 養育費の分担について取決めをしている。
 - まだ決めていない。

面会交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙、などの方法で交流すること

養育費：経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。

詳しくは、各市区町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」をご覧ください。法務省ホームページ (http://www.moj.go.jp/MINJI/minjio7_00194.html) にも掲載されています。

連絡先	夫 072-674-7056	妻 072-696-3001
	自宅 携帯・勤務先・呼出	自宅 携帯・勤務先・呼出

◎ 証人は二十歳以上の方が二人必要です。
◎ 同氏でも別々の印鑑を押してください。